

令和 2 年 2 月 21 日

## 千葉県環境影響評価条例施行規則等の改訂方針について（案） （太陽電池発電所の追加）

### 1 概要

- ① 令和元年 7 月 5 日に「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」が公布され、「太陽電池発電所の設置の工事業」等が法対象事業に追加された。（令和 2 年 4 月 1 日施行）
- ② 政令改正の趣旨を踏まえ、本県の条例対象事業にも同事業等を追加することとし、「千葉県環境影響評価条例施行規則」の改正を行う。
- ③ 併せて、環境影響評価の項目や手法等を定めた「県技術指針」についても、所要の改正を行う。

「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」

### 2 改訂方針

#### （1）千葉県環境影響評価条例施行規則

対象事業に「太陽電池発電所の設置又は変更」を追加することとし、対象となる事業の規模要件等を定める。

##### ① 規模要件の指標

太陽電池発電所の設置等に伴う環境影響は、土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されることから、面積を指標とする。

なお、発電所事業においては面積に係る統一的な考え方が存在せず、面積の判断に疑義が生じる場合があり得ることから、明確かつ簡便に面積を規定できる指標として、設置する太陽電池発電施設（太陽電池パネル等）の水平投影面積とする。

#### <参考>

##### ア 工場立地法及び関係規程

「太陽光発電施設（環境施設）」を「太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナ及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置」と定義し、当該施設の面積は、当該一連の機械又は装置の水平投影面積で算定するものとされている

##### イ 県自然公園条例及び関係規程

届出が必要となる普通地域内の開発行為等のうち、太陽光発電施設については、地上部分の水平投影面積の合計が 1,000 平方メートルを超える場合とされている。

##### ② 規模要件の水準

ア 水準の設定に当たっては、条例において面積を規模要件とする他の対象事業との整合を図る。

イ 法令により指定されている自然公園など、特に保全を図る必要があると認められる区域においては水準を低く設定する。

ウ 既存の条例対象事業である「土砂等の埋立等の事業」では、国定公園や県立自然公園、地域森林計画対象民有林等の区域で事業を行う場合は埋立区域が 10ha 以上の場合に対象事業となり、その他の区域における場合の 40ha と差別化を図っており、太陽電池発電所においてもこれを参考に設定する。

### ③ 具体的な改正内容

別表第一、第四及び第五に以下ア～ウの事項を追加する。

#### ア 対象事業の規模要件（別表第一）

事業の種類	規模要件		
	指標	基本事業※1	関連対象事業※2
太陽電池発電所の設置の工事の事業	・設置する太陽電池発電施設の水平投影面積	自然公園等※3 区域 10ha 以上	自然公園等※3 区域 5ha 以上
		上記以外 40ha 以上	上記以外 20ha 以上
太陽電池発電所の変更の工事の事業	・新たに設置する太陽電池発電施設の水平投影面積	自然公園等※3 区域 10ha 以上	自然公園等※3 区域 5ha 以上
		上記以外 40ha 以上	上記以外 20ha 以上

※1 条例に基づき環境影響評価を行う事業

※2 基本事業又は法対象事業と密接に関連し一体的に実施される事業で、知事が必要と判定した場合に環境影響評価を行う事業

※3 【自然公園法】国定公園 【千葉県立自然公園条例】県立自然公園

【千葉県自然環境保全条例】自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域

【森林法】地域森林計画対象民有林

#### イ 軽微な修正の要件※4（別表第四）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
太陽電池発電所の設置又は変更	設置する太陽電池発電施設の水平投影面積	新たに設置する面積が修正前の面積の20%未満

※4 方法書公告から評価書公告までの間に事業内容を修正する場合、環境影響評価の再実施が不要となる要件

#### ウ 軽微な変更の要件※5（別表第五）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
太陽電池発電所の設置又は変更	設置する太陽電池発電施設の水平投影面積	新たに設置する面積が変更前の面積の10%未満

※5 評価書公告後、事業着手までの間に事業内容を変更する場合、環境影響評価の再実施が不要となる要件

#### エ 関連対象事業の要件（第4条第3項第一号）（資料2-2）

関連対象事業の要件である、①基本事業又は法対象事業（親事業）の事業区域との距離、②親事業の工事着手予定時期との関係、③親事業の事業者との同一性のうち、①の距離に係る規定に太陽電池発電所を追加する。

## (2) 県技術指針

令和元年12月20日に公表された発電所アセス省令（経済産業省令）改正案では、「地形改変及び施設の存在」により影響を受けるおそれがある環境要素のうち「土地の安定性」「反射光」「産業廃棄物」が、太陽電池発電所に特有の項目とされ、調査及び予測の手法と併せて、新たに示された。

省令の改正内容を踏まえ、県技術指針においても、太陽電池発電所に係る環境要素として「反射光」を追加するとともに、環境影響評価の項目を選定する際に検討すべき別表第一について、所要の改正を行う。

### ① 太陽電池発電所に係るアセス項目（参考項目）

#### ○「反射光」の追加（資料2-3）

既存の環境要素「風害、光害及び日照阻害」の光害に「反射光」を含むことを明記する。

#### ○発電事業における活動要素の区分（別表第一）の追加（資料2-4）

対象事業「発電用電気工作物の設置又は変更」について、環境影響を及ぼすおそれのある活動要素として、「土地又は工作物の存在及び供用」に係る「工作物の撤去又は廃棄」を追加する。

なお、省令改正案にある「土地の安定性」について、県技術指針では「地形及び地質等」に該当するため、項目に係る改正は行わない。

### ② 太陽電池発電所に係る調査、予測及び評価の手法（参考手法）（別表第三） （資料2-5）

県技術指針で示している参考手法は、省令改正案で示された手法を包含していることから、特段の改正は行わない。

なお、参考手法の具体的な内容を定めた「千葉県環境影響評価技術細目」について、県技術指針の改正に合わせて必要な改正を行う。

### 3 概略スケジュール

令和元年	12月13日	諮問
	12月20日	環境影響評価委員会① 審議
	12月20日	【国】主務省令改正案の公表、パブリックコメント
令和2年	1月17日	環境影響評価委員会② 現地調査
	2月21日	環境影響評価委員会③ 審議
	3月中旬～4月中旬頃	パブリックコメント（規則改正案、技術指針改正案）
	4月下旬	環境影響評価委員会④ 最終審議（答申）
	6月頃	改正規則・改正技術指針 公布
	7月頃	改正規則・改正技術指針 施行

## 新旧対照表

○千葉県環境影響評価条例施行規則（平成十年十二月十八日規則第九十三号）

事務局改正案	現 行
<p>(関連対象事業)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>一 当該事業と条例第二条第三項第一号イに該当する事業（以下「親事業」という。）とが進入路、駐車場、事務所その他の施設を相互に利用し合う関係にあるか又は当該事業の実施区域と親事業の実施区域が接していること。ただし、当該事業と親事業とが同種の発電所に係る工事時期の重なる発電用電気工作物の設置又は変更の事業である場合には、当該事業の実施区域と親事業の実施区域との距離が二十キロメートル（当該事業と親事業が水力発電所、風力発電所又は太陽電池発電所に係る事業である場合にあっては、一キロメートル）以内である場合を含むものとする。</p> <p>二 当該事業の工事着手予定時期と親事業の工事着手予定時期とが五年以内の期間内にあるものであること。</p> <p>三 当該事業の事業者と親事業の事業者が同一であるか又は次のいずれかに該当する関係にあること。</p> <p>イ 親会社と子会社の関係</p> <p>ロ 国、県又は市町村と国、県又は当該市町村が資本金、基本金その他これらに準じるものの二分の一以上を出資している法人の関係</p>	<p>(関連対象事業)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>一 当該事業と条例第二条第三項第一号イに該当する事業（以下「親事業」という。）とが進入路、駐車場、事務所その他の施設を相互に利用し合う関係にあるか又は当該事業の実施区域と親事業の実施区域が接していること。ただし、当該事業と親事業とが同種の発電所に係る工事時期の重なる発電用電気工作物の設置又は変更の事業である場合には、当該事業の実施区域と親事業の実施区域との距離が二十キロメートル（当該事業と親事業が水力発電所又は風力発電所に係る事業である場合にあっては、一キロメートル）以内である場合を含むものとする。</p> <p>二 当該事業の工事着手予定時期と親事業の工事着手予定時期とが五年以内の期間内にあるものであること。</p> <p>三 当該事業の事業者と親事業の事業者が同一であるか又は次のいずれかに該当する関係にあること。</p> <p>イ 親会社と子会社の関係</p> <p>ロ 国、県又は市町村と国、県又は当該市町村が資本金、基本金その他これらに準じるものの二分の一以上を出資している法人の関係</p>

## 新旧対照表

○千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則（平成十一年千葉県規則第六十一号）

事務局改正案	現 行
<p>(環境影響評価の項目の選定)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>一 略</p> <p>イ～ヌ 略</p> <p>ル 風害、光害 <u>(太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等に到達する現象を含む。以下同じ。)</u> 及び日照阻害（風車の影が回転して地上に明暗が生じる現象を含む。以下同じ。）</p> <p>二～四 略</p> <p>4～8 略</p>	<p>(環境影響評価の項目の選定)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>一 略</p> <p>イ～ヌ 略</p> <p>ル 風害、光害及び日照阻害（風車の影が回転して地上に明暗が生じる現象を含む。以下同じ。）</p> <p>二～四 略</p> <p>4～8 略</p>

事務局改正案

現 行

別表第一（第四条第一項）

活動要素の区分	工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用										
	樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設置工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス（自動車等）	排水	騒音及び超低周波音又は振動の発生	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
対象事業の区分																		
道路の新設又は改築	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○					
河川工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
鉄道又は軌道の建設又は改良	○	○			○	○	○	○	○	○			○					
飛行場及びその施設の設置又は変更	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
発電用電気工作物の設置又は変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○
廃棄物最終処分場の設置又は変更	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○			○		
公有水面その他の水面の埋立て又は干拓		○	○	○		○	○		○									
土地区画整理事業	○	○			○	○	○	○	○			○	○					○
新住宅市街地開発事業	○	○			○	○	○	○	○			○	○					○
工業団地造成事業	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
新都市基盤整備事業	○	○			○	○	○	○	○			○	○					○
流通業務団地造成事業	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
宅地開発事業	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
レクリエーション施設用地造成事業	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
工場の新設又は増設		○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
終末処理場の新設又は増設		○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
し尿処理場の新設又は増設		○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
廃棄物焼却等施設の新設又は増設		○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
砂利等採取事業	○	○				○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	
土砂等の埋立て等の事業	○	○				○	○		○	○		○						

備考 ○印は、活動要素の区分の各欄に掲げる活動要素が、対象事業の区分の各項に掲げる各事業が一般的な内容によって実施された場合に生じるものであることを示す。

別表第一（第四条第一項）

活動要素の区分	工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用										
	樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設置工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス（自動車等）	排水	騒音及び超低周波音又は振動の発生	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
対象事業の区分																		
道路の新設又は改築	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○					
河川工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
鉄道又は軌道の建設又は改良	○	○			○	○	○	○	○	○			○					
飛行場及びその施設の設置又は変更	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
発電用電気工作物の設置又は変更		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○
廃棄物最終処分場の設置又は変更	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○			○		
公有水面その他の水面の埋立て又は干拓		○	○	○		○	○		○									
土地区画整理事業	○	○			○	○	○	○	○			○	○					○
新住宅市街地開発事業	○	○			○	○	○	○	○			○	○					○
工業団地造成事業	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
新都市基盤整備事業	○	○			○	○	○	○	○			○	○					○
流通業務団地造成事業	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
宅地開発事業	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
レクリエーション施設用地造成事業	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
工場の新設又は増設		○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
終末処理場の新設又は増設		○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
し尿処理場の新設又は増設		○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
廃棄物焼却等施設の新設又は増設		○			○	○	○	○	○	○		○	○					○
砂利等採取事業	○	○				○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	
土砂等の埋立て等の事業	○	○				○	○		○	○		○						

備考 ○印は、活動要素の区分の各欄に掲げる活動要素が、対象事業の区分の各項に掲げる各事業が一般的な内容によって実施された場合に生じるものであることを示す。

資料 2 - 4 (参考)

別表第二 (第四条第一項)

活動要素の区分		工事の実施								土地又は工作物の存在及び供用									
		樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設置工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス(自動車等)	排水	騒音若しくは超低周波音又は振動の発生	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
環境要素の区分																			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
	水質		○	○	○			○	○		○		○						
	水底の底質			○	○								○						
	水文環境	○	○	○					○	○	○		○		○				
	騒音及び超低周波音	○	○	○	○	○	○	○	○					○					○
	振動	○	○	○	○	○	○	○	○						○				○
	悪臭																○		
	地形及び地質等		○	○	○				○	○		○				○			
	地盤		○							○						○			
	土壌		○							○									
風害、光害及び日照阻害										○									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	○	○	○	○				○	○	○	○							
	動物	○	○	○	○				○	○	○	○							
	陸水生物	○	○	○	○				○	○	○	○		○					
	生態系	○	○	○	○				○	○	○	○		○					
	海洋生物				○				○	○	○	○		○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観																		○
	人と自然との触れ合いの活動の場			○	○			○											○
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物	○				○		○	○	○								○	○
	残土		○	○	○	○		○	○										○
	温室効果ガス等											○	○						

備考 ○印は、環境要素の区分の各項に掲げる各要素が、活動要素の区分の各欄に掲げる各要素により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。



別表第三（第六条第一項及び第九条）

参考項目	参考手法		評価の手法
	調査の手法	予測の手法	
略			
風害、 <b>光害</b> 及び日照阻害	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 調査すべき情報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 土地利用の状況</li> <li>ロ 地形の状況</li> <li>ハ その他必要と認められる情報</li> </ul> </li> <li>二 調査地域                             <ul style="list-style-type: none"> <li>風害、<b>光害</b>及び日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> </ul> </li> <li>三 調査地点等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域における風害、<b>光害</b>及び日照阻害に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</li> </ul> </li> <li>四 調査の基本的な手法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査による情報の収集及び文献その他の資料の収集並びにこれらによって得られた情報の整理及び解析</li> </ul> </li> <li>五 調査期間等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域における風害、<b>光害</b>及び日照阻害に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 予測地域                             <ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域のうち、風害、<b>光害</b>及び日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> </ul> </li> <li>二 予測地点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域における風害、<b>光害</b>及び日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> </ul> </li> <li>三 予測の基本的な手法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>事例の引用又は解析その他適切な手法</li> </ul> </li> <li>四 予測対象時期等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>供用開始後の定常状態</li> </ul> </li> </ul>	<p>風害、<b>光害</b>及び日照阻害に係る環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</p>
略			